大館市国土強靭化地域計画

【　目　次　】

第１章　大館市国土強靭化の基本的考え方

１　計画策定の趣旨及び位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・　３
２　計画の策定手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
３　基本目標【ＳＴＥＰ１－①】　・・・・・・・・・・・・・・・　４
４　事前に備えるべき目標【ＳＴＥＰ１－②】　・・・・・・・・　４
５　基本的な方針【ＳＴＥＰ１－③】　・・・・・・・・・・・・　５
（１）大館市国土強靭化の取り組み姿勢　・・・・・・・・・・・　５
（２）適切な施策の組み合わせ　・・・・・・・・・・・・・・・　５
（３）効率的な施策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（４）地域の特性に応じた施策の推進　・・・・・・・・・・・・　６

第２章　脆弱性評価

１　評価の枠組み及び手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（１）想定するリスク【ＳＴＥＰ２－①】　・・・・・・・・・・　７
（２）起きてはならない最悪の事態【ＳＴＥＰ２－②】　・・・１０
（３）施策分野【ＳＴＥＰ２－③】　・・・・・・・・・・・・・１２
（４）評価の実施手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２　評価結果のポイント【ＳＴＥＰ３】　・・・・・・・・・・・１４

第３章　大館市国土強靭化の推進方針【ＳＴＥＰ４】

１　起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針　・１８
２　施策分野ごとの推進方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

第４章　計画の推進と不断の見直し

１　施策の重点化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
２　重点施策の選定【ＳＴＥＰ５】　・・・・・・・・・・・・・３６
３　推進体制と不断の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

（別紙１）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果
（別紙２）起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

【沿革】

平成31年　3月　　策定
令和　2年　3月　　第1次修正
令和　3年　3月　　第2次修正
令和　4年　3月　　第3次修正
令和　5年　3月　　第4次修正

第１章　大館市国土強靭化の基本的考え方

１　計画策定の趣旨及び位置付け

平成２５年１２月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、国においては基本法に基づき、平成２６年６月、「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

基本法の前文には、法制定の趣旨として「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」とあります。

また、同法第４条において、地方公共団体は、「国土強靭化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

本計画は、基本法の理念にのっとり、いかなる大規模自然災害が発生しても「人命の保護が最大限図られる」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される」、「迅速に復旧復興がなされる」等の基本目標のもと、同法第１３条に定める「国土強靭化地域計画」として策定したものであり、今後は本市の国土強靭化に係る各種計画等の指針となるものです。

２　計画の策定手順

基本法第１４条では、「国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、策定にあたっては、国が定めた「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」の策定手順に従って作成しました。

【策定手順】

ＳＴＥＰ１	**【地域を強靭化する上での目標の明確化】** 地域を強靭化する上での①「基本目標」、②「事前に備えるべき目標」及び③「基本的な方針」を設定
ＳＴＥＰ２	**【起きてはならない最悪の事態、強靭化施策分野の設定】** 本市の①「リスク」（大規模自然災害）、②「起きてはならない最悪の事態」及び③強靭化「施策分野」を設定
ＳＴＥＰ３	**【脆弱性の分析・評価、課題の検討】** 本市のリスク（大規模自然災害）を前提として、「起きてはならない最悪の事態」ごとに各施策の脆弱性を分析・評価

ＳＴＥＰ４	**【リスクへの対応方策の検討】** 起きてはならない最悪の事態を回避するための「推進方針」の検討
ＳＴＥＰ５	**【対応方策について重点化】** 「推進方針」について、重要性、進捗状況等を踏まえ重点施策を選定

３　基本目標【ＳＴＥＰ１－①】

復旧・復興に長期間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靭な市域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが、本市の将来を描く上で極めて重要です。このため、本市における強靭化を推進する上での「基本目標」を、国及び県の基本計画を参考に次のとおり設定しました。

いかなる事態が発生しても、
①　人命の保護が最大限図られる
②　地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
③　市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
④　迅速に復旧復興がなされる
とともに、本計画の推進を通じて
⑤　地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

４　事前に備えるべき目標【ＳＴＥＰ１－②】

本市における強靭化を推進する上での事前に備えるべき目標を、国土強靭化基本計画を参考に、次のとおり設定しました。

いかなる事態が発生しても、
①　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
②　大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
③　大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する
④　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑤　大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
⑥　制御不能な二次災害を発生させない
⑦　大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5　基本的な方針【ＳＴＥＰ１－③】

本県は、進学・就職期を中心とする若者の県外流出とそれに伴う少子高齢化・過疎化の進行により、大潟村を除く全ての県内市町村が、２０４０年時点で、２０～３９歳の女性人口が半減する、いわゆる「消滅可能性都市」とみなされています。（平成２６年５月、民間研究機関「日本創成会議」が発表)

本市の国土強靭化を推進する上で、最大の懸案である人口問題に関する各施策とは当然にして整合性が必要であり、また、地方創生の各施策とは密接な連携が必要です。

これらを一体的に含有し、社会資本や社会経済システム等を強靭化するとともに、地域の活性化、快適な生活空間・環境の整備、地域コミュニティ機能の強化等を実現するため、基本目標を踏まえ、本市の強靭化を次の方針に基づき推進します。

（１）大館市国土強靭化の取り組み姿勢

① 従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、本市の強靭化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取り組みにあたる。
② 短期的な視点によらず、時間的管理概念を持ちつつ、長期的な視野をもって取り組みにあたる。
③ 大局的・システム的な視点、限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組みにあたる。
④ 秋田県強靭化への貢献、連携を念頭に置きながら取り組みにあたる。

（２）適切な施策の組み合わせ

① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる。
② 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。
③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

（３）効率的な施策の推進

① 行政に対する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、本市の財政状況や施策の継続性に配慮して、施策の重点化を図る。
② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。

④　人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

①　地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
②　女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
③　地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。
④　函館・弘前と北東北の観光及び経済圏を結び付けるため、本市はそれぞれの経済圏等を「つなぐ」役割が求められている。そのためには、国や県等と連携し、災害時の広域拠点として秋田自動車道釈迦内パーキングエリアの具体的活用を講じるなど、広域交通のネットワーク強化と機能向上を図り、広い視点を持って北東北の「陸援隊」を目指す施策を推進する。

第２章　脆弱性評価

１　評価の枠組み及び手順

国土強靭化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠です。

このため、本市が直面する大規模自然災害等のさまざまなリスクを踏まえ、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているか、弱点となっているか等を明らかにするため、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

（１）想定するリスク【ＳＴＥＰ２－①】

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、テロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画においては、県の基本計画と同様、市内で起こりうる大規模自然災害全般を想定して評価を実施しました。

市内で起こりうる具体的な災害としては、陸域の活断層による内陸直下型地震、日本海沖で発生する大規模地震、十和田火山の噴火、特別警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪等が考えられます。

自然災害	本市の想定するリスク
地震	○　花輪東断層帯地震（Ｍ７） 予測される本市の最大震度６弱 ○　海域Ａ＋Ｂ＋Ｃ連動地震（Ｍ８．７） 予測される本市の最大震度６弱 【最近の大規模地震】 ・東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） 平成２３年３月１１日　本市の震度：４ 公共施設被害４棟、停電最大３０時間 ※同年４月１日に震度５強の地震発生 （住家一部損壊３棟など） ・日本海中部地震 昭和５８年５月２６日　本市の震度：４及び５ 公共施設被害４３棟、被害額２億４，０２１万円
火山噴火	○　十和田火山の噴火 【直近の活動】 ・十和田（小坂町）…９１５年（延喜１５年）噴火

特別警報レベルの大雨・大雪	○　平成１９年９月豪雨 平成１９年９月１６日～１８日 住家床上浸水３２棟、堤防決壊４３箇所 ○　平成２５年８月豪雨（災害救助法適用） 平成２５年８月９日 住家大規模半壊１棟、半壊１２棟、床上浸水１５４棟 被害額約６４億円 ※台風１８号（同年９月１６日） 住家床上浸水１１棟、農林関係被害５３箇所 ○　平成１８年豪雪 住家一部損壊９９棟、公共建物半壊２棟 （特別警報基準） ○大雨…台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 ○大雪…数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 ※いずれも指標あり。

【参考】　※本市の地震被害想定を秋田県地震被害想定調査から抜粋

項目＼想定地震				花輪東断層帯	海域A＋B＋C連動
マグニチュード				7.0	8.7
最大震度（大館市）				6弱	6弱
建物被害	全壊棟数	夏		57	124
		冬		59	145
	半壊棟数	夏		116	1,590
		冬		122	1,601
	炎上出火件数	夏の日中10時		0	0
		冬の深夜 2時		0	0
		冬の夕方18時		0	36
	焼失棟数	夏の日中10時		0	0
		冬の深夜 2時		0	0
		冬の夕方18時		0	36
地震動による人的被害	死者数（人）	夏の日中10時		0	0
		冬の深夜 2時		0	2
		冬の夕方18時		0	2
	負傷者数（人）	夏の日中10時		13	139
		冬の深夜 2時		18	225
		冬の夕方18時		15	171
	うち重症者数（人）	夏の日中10時		0	1
		冬の深夜 2時		0	2
		冬の夕方18時		0	2
ライフライン被害	細街路（m）	夏		951	7,187
		冬		987	7,392
	上水道	被害箇所		7	54
		断水人口（人）		1,209	12,317
	下水道	被害延長（m）		3,013	7,428
		支障人口（人）		615	1,516
	ＬＰガス	供給支障人口		25	842
	電力	停電世帯	夏の日中	855	1,883
			冬の深夜	866	2,357
			冬の夕方	866	2,357
ライフライン被害	通信	固定電話等不通回線数（数）	夏の日中	10	28
			冬の深夜	10	32
			冬の夕方	10	68
		携帯電話不通率	夏の日中	ほぼ平常	ほぼ平常
			冬の深夜	ほぼ平常	ほぼ平常
			冬の夕方	ほぼ平常	ほぼ平常
避難者数	夏の日中10時	1日後（人）		382	3,766
		4日後（人）		466	4,624
		1カ月後（人）		106	930
	冬の深夜2時	1日後（人）		431	4,466
		4日後（人）		513	5,310
		1カ月後（人）		160	1,673
	冬の夕方18時	1日後（人）		431	4,497
		4日後（人）		513	5,340
		1カ月後（人）		160	1,709
震災廃棄物（トン）		夏の日中10時		11,785	97,414
		冬の深夜 2時		12,141	99,528
		冬の夕方18時		12,141	100,665
4日後の食糧需要量（食分：1日3食）		夏の日中10時		1,676	16,648
		冬の深夜 2時		1,847	19,117
		冬の夕方18時		1,847	19,224
1日当たりの飲料水需要量（トン）				4	37
応急仮設住宅必要数（棟）		夏の日中10時		108	1,075
		冬の深夜 2時		119	1,234
		冬の夕方18時		119	1,241
仮設トイレ必要数（基）		夏の日中10時		10	100
		冬の深夜 2時		10	107
		冬の夕方18時		10	108

（２）起きてはならない最悪の事態【ＳＴＥＰ２－②】

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行う（基本法第１７条第３項）とされており、国の基本計画を参考に、積雪寒冷地である本市の地域特性等を考慮して、七つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる２７の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1　大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2　集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3　大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生
		1-4　暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
		1-5　情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
		1-6　防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2　多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3　消防等の被災等による救助・救急活動の停帯
		2-4　多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
		2-5　医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
		2-6　被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する	3-1　行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	4-1　地域交通ネットワークが分断する事態
		4-2　電気、石油等の供給機能の停止
		4-3　上水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		4-5　信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		4-6　電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1　サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞 ※サプライチェーン…原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり
		5-2　重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3　農業の停滞
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1　ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2　農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1　災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態
		7-2　復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3　地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（３）施策分野【ＳＴＥＰ２－③】

脆弱性評価は、国土強靭化に関する施策の分野ごとに行う（基本法第１７条第４項）とされており、本市の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、国土強靭化基本計画に定める１２の個別政策分野及び三つの横断分野を参考に、次の六つの個別施策分野と二つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】
- **① 行政機能等**
- **② インフラ・住環境**
- **③ 保健医療・福祉**
- **④ 産業・エネルギー・情報通信**
- **⑤ 国土保全・交通・物流**
- **⑥ 農林水産・環境**

【横断的分野】
- **⑦ 地域づくり・リスクコミュニケーション（リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと。訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーション等）**
- **⑧ 老朽化対策**

（４）評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の現状について、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理し、中長期的視点も入れながら現行の施策の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

この際、定量的な評価が可能なものについては、数値データを収集し指標化しました。

なお、「起きてはならない最悪の事態」に具体性を持たせるため、最悪の事態を誘引する具体的な「想定」を設定した上で、各施策の脆弱性評価結果を整理しました。

【「起きてはならない最悪の事態」を誘引する具体的な 「想定」】

起きてはならない最悪の事態		具体的な「想定」
	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	○耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する ○建築物等の倒壊により被害が拡大する ○家具類の転倒により死傷者・負傷者が多発する ○火災の発生に気づかない、逃げ遅れる
	1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○河川堤防など構造物が損傷する ○浸水地域に要救助者が取り残される
	1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生	○噴火情報等が伝達されない ○市民が噴火に巻き込まれる ○住家が火山泥流に巻き込まれる ○土石流・崖崩れ等に巻き込まれる
	1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	○道路が雪で交通不能になる ○雪下ろしによる死傷者が多数発生する
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	○関係機関の情報が途絶する ○被災現場の情報が届かない ○市民へ情報伝達ができない
	1-6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	○避難の遅れにより死傷者が発生する
	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する ○救援物資が届かない
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	○孤立地区の被害状況を把握できない ○孤立状態が解消できない
	2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞	○消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する ○応急活動を行う人員が不足する
	2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足	○被災者が避難所の場所を把握していない ○災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する ○避難所等が被災して使用できない ○避難所の良好な生活環境を確保できない ○避難所外への避難者を把握できない
	2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺	○医療施設が機能を喪失する ○医薬品等を確保できない ○被災地での医療救護活動が滞る
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○避難所で感染症が集団発生する ○被災地の衛生環境が悪化する
	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	○業務が継続できない ○市庁舎等が損壊する ○市庁舎等が停電する
	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態	○道路網が寸断される ○鉄道施設の機能が停止する
	4-2 電気、石油等の供給機能の停止	○大規模かつ長期にわたり停電する ○石油類燃料が確保できない ○長期にわたりLPガスの供給機能が停止する
	4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止	○上水道機能が停止する ○消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される ○工業用水道機能が停止する
	4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道施設機能が停止する ○農業集落排水施設の機能が停止する ○浄化槽の機能が停止する ○し尿処理施設機能が停止する
	4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○信号機が全面停止する
	4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	○長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する
	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	○市内の企業活動が停止する
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等 ○大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等
	5-3 農業の停滞	○農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する
	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ため池が決壊、または機能不全に陥る ○ダム（県施設）が決壊、または機能不全に陥る ○防災施設が損壊、または機能不全に陥る
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する
	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理が滞る
	7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害時に建設事業者の協力が得られない ○ボランティアの受け入れが円滑に進まない
	7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害時に地域コミュニティ機能が減退する

2　評価結果のポイント【ＳＴＥＰ３】

「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」を別紙１に整理しました。評価結果の主なポイントは、次のとおりです。

目標１　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態１－１　「大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」を回避するため、住宅や公共特定建築物（※）等の耐震化を推進する必要があります。
※特定建築物:「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第１４条第１号及び第２号による建築物

最悪の事態１－２　「集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水」を回避するため、河川改修等の治水対策を今後も国や県に要望していくとともに、河川関連施設の老朽化対策を推進する必要があります。また、洪水ハザードマップ及び避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）を更新していく必要があります。

最悪の事態１－３　「大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生」を回避するため、火山防災協議会へ参画し火山噴火対策を進めるとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する必要があります。また、土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）を更新していく必要があります。

最悪の事態１－４　「暴風雪及び豪雪による死傷者の発生」を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設整備により冬期の円滑な交通確保を図る必要があるほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発や克雪化住宅の普及を推進する必要があります。

最悪の事態１－５　「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制を強化する必要があるほか、登録制メールやツイッターなど複数の住民向け情報伝達手段の整備を強化していく必要があります。

最悪の事態１－６　「防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、自主防災組織活動の充実・強化や学校における防災教育の充実を図る必要があります。

目標２　大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

最悪の事態２－１　「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」を回避するため、県及び市の共同備蓄品目の計画的な整備を推進する必要があるほか、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結に努め、大規模災害時の物資調達に必要な取り組みを進める必要があります。

最悪の事態２－２　「多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生」を回避するため、治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進する必要があるほか、孤立する恐れのある地区の現状把握や備蓄物資・電力・通信手段の確保等の予防対策を推進する必要があります。

最悪の事態２－３　「消防等の被災等による救助・救急活動の停滞」を回避するため、消防施設等の整備を促進する必要があります。また、消防団員の確保のための広報活動を行う必要があるほか、機能別消防団員の維持、消防団協力事業所等の認定等の取り組みを促進する必要があります。

最悪の事態２－４　「多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足」を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所の周知を強化していく必要があるほか、車中泊など避難所外への避難者の健康対策等を進める必要があります。

最悪の事態２－５　「医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺」を回避するため、ＢＣＰ（業務継続計画）を策定するほか、災害医療コーディネーターやＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の配置など、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制の強化を推進する必要があります。

最悪の事態２－６　「被災地における疫病・感染症等の大規模発生」を回避するため、平時から定期予防接種を促進させる必要があります。また、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進する必要があります。

目標３　大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態３－１　「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」を回避するため、ＢＣＰ（業務継続計画）を更新していく必要があります。

目標４　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態４－１　「地域交通ネットワークが分断する事態」を回避するため、道路等の各施設について、計画的な整備や老朽化対策等を推進する必要があります。観光、輸送、広域支援など重要な拠点性を持つ秋田自動車道釈迦内パーキングエリアの具体的活用策を講じる必要があります。

最悪の事態４－２　「電気、石油等の供給機能の停止」を回避するため、各ライフライン事業者等との協定に基づく協力体制を強化していく必要があります。

最悪の事態４－３　「上水道等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を推進する必要があります。

最悪の事態４－４　「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、下水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に整備していくとともに、農業集落排水施設の老朽化対策、合併処理浄化槽への転換等を推進する必要があります。

最悪の事態４－５　「信号機の全面停止等による重大交通事故の多発」を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進する必要があります。

最悪の事態４－６　「電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止」を回避するため、通信施設等の設備を強化していく必要があります。

目標５　大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態５－１　「サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞」を回避するため、市内企業等のＢＣＰ（業務継続計画）策定を促進する必要があります。

最悪の事態５－２　「重要な産業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するため、誘致企業や大規模商業施設等のＢＣＰ（業務継続計画）策定を促進する必要があります。

最悪の事態５－３　「農業の停滞」を回避するため、農林業生産基盤等の耐震化を推進する必要があります。

目標６　制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態６－１　「ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生」を回避するため、ため池ハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を推進する必要があります。

最悪の事態６－２　「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」を回避するため、治山対策、農業水利施設の保全管理、森林整備等を強化していく必要があります。

目標７　大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態７－１　「災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態」を回避するため、災害廃棄物処理計画の策定など災害時の処理体制の構築等を強化する必要があります。

最悪の事態７－２　「復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、災害対応に不可欠な建設関係団体との連携を強化していくとともに、災害ボランティアの受け入れ体制等を構築する必要があります。

最悪の事態７－３　「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、地域応援プラン等により、地域の活動をさらに支援していく必要があります。

第３章　大館市国土強靭化の推進方針【ＳＴＥＰ４】

第２章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、本市の強靭化に向けて、本市が取り組むべき「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針及び「施策分野」ごとの推進方針の概要は次のとおりです。

なお、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針の詳細は別紙２のとおりです。

１　起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標１　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態１－１　大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

①住宅の耐震化
②公共特定建築物の耐震化
③学校の耐震化
④病院の耐震化
⑤社会福祉施設等の耐震化
⑥指定文化財・史跡の耐震化

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

⑦空き家対策
⑧都市基盤等の整備

「家具類の転倒により死傷者・負傷者が多発する」ことを回避するための推進方針

⑨家具類の固定など室内安全対策

「火災の発生に気づかない、逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

⑩住宅用火災警報器の設置

最悪の事態１－２　集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

①河川改修等の治水対策
②河川関連施設の老朽化対策

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

③洪水ハザードマップの作成

④避難勧告等の判断基準等の策定（水害）

最悪の事態１－３　大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

「噴火情報等が伝達されない」ことを回避するための推進方針

①火山防災協議会への参画

「市民が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

（再掲）１－３①（火山防災協議会への参画）

「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

（再掲）１－３①（火山防災協議会への参画）

「土石流・崖崩れ等に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

②土砂災害対策施設の整備
③土砂災害対策施設の老朽化対策
④土砂災害警戒区域等の指定
⑤土砂災害ハザードマップの作成
⑥避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）

最悪の事態１－４　暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

①道路除雪等による冬期の交通確保

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

②雪下ろし事故防止対策
③克雪化住宅の普及促進

最悪の事態１－５　情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

①関係行政機関等による情報共有体制の強化
②県防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化
③県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保

「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針

④可搬型画像システムによる災害情報の収集

「市民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

⑤緊急情報メール、ＳＮＳ等による情報伝達手段の整備

⑥Ｊアラートによる情報伝達
⑦避難勧告等の判断基準等の策定
（再掲）１－２④（避難勧告等の判断基準等の策定（水害））
（再掲）１－３①（火山防災協議会への参画）
（再掲）１－３⑥（避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害））

最悪の事態１－６　防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針
①自主防災活動の充実・強化
②地域の防災・避難訓練の実施
③防災講座の充実
④学校における防災教育の充実
⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施

目標２　大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

最悪の事態２－１　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針
①県との共同備蓄物資の整備
②民間事業者との物資調達協定の締結

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針
③自助による備蓄の促進
④避難所への備蓄の促進
⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結
⑥物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用

最悪の事態２－２　多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針
①孤立する恐れのある地区の現状把握
②通信手段の確保

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

③孤立予防対策
（再掲）１－２①（河川改修等の治水対策）
（再掲）１－３②（土砂災害対策施設の整備）
（再掲）４－１②（道路施設の老朽化対策）
（再掲）４－１③（道路の防災対策）
④発電機など電力の確保
⑤緊急物資の備蓄

最悪の事態２－３　消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針
①消防施設等の計画的な整備
②消防施設における燃料の確保

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針
③消防団への加入促進
④消防団員の技術力の向上
⑤緊急消防援助隊の受援計画の見直し

最悪の事態２－４　多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針
①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等
②福祉避難所の指定

「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
③帰宅困難者支援に関する協定の締結

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
④学校、公民館の防災機能の強化
⑤公園、学校における避難場所機能の確保

「避難所の良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針
⑥避難所における生活環境の整備

「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針
⑦避難所外の場所に滞在する被災者への支援

最悪の事態２－５　医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針
①病院の業務継続体制の強化

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針
②医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針
③災害医療コーディネーターの配置
④ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の配置

最悪の事態２－６　被災地における疫病・感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針
①平時からの感染症予防対策の強化
「被災地での衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針
②健康危機管理能力の向上

目標３　大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態３－１　行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針
①市の業務継続体制の強化

「市庁舎等が損壊する」ことを回避するための推進方針
②市庁舎の耐震性の強化
③執務環境の整備

「市庁舎等が停電する」ことを回避するための推進方針
④停電時の行政機能の確保
⑤非常用電源等の確保
⑥停電対応訓練の実施

目標４　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態４－１　地域交通ネットワークが分断する事態

「道路網が寸断される」ことを回避するための推進方針

①幹線道路等の整備
②道路施設の老朽化対策
③道路の防災対策

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④鉄道施設・設備の強化　※東日本旅客鉄道㈱秋田支社

最悪の事態４－２　電気、石油等の供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

①電力施設・設備の強化　※東北電力㈱大館電力センター

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

②石油類燃料の確保（秋田県石油商業協同組合大館支部との協定）

「長期にわたりＬＰガスの供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

③ＬＰガス供給施設・設備の強化　※一般社団法人秋田県ＬＰガス協会

最悪の事態４－３　上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①水道施設の耐震化
②水道施設の老朽化対策
③水道における業務継続体制の強化

「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針

④消火栓の老朽化対策

「工業用水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑤工業用水道の耐震化

最悪の事態４－４　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道施設機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①下水道施設の耐震化
②下水道施設の老朽化対策
③下水道における業務継続体制の強化

「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④農業集落排水施設の老朽化対策

「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑤合併処理浄化槽の促進

「し尿処理施設機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑥し尿処理等の協力体制の構築

最悪の事態４－５　信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針

①停電時の信号機滅灯対策　※大館警察署

最悪の事態４－６　電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①電話施設・設備の強化　※東日本電信電話㈱秋田支店
②携帯電話設備等の信頼性向上　※㈱ドコモＣＳ東北秋田支店

目標５　大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態５－１　サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

①企業等における業務継続体制の強化

最悪の事態５－２　重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

「誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針

①誘致企業における業務継続体制の強化
②化学消火薬剤の貯蔵

「大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針
③大規模商業施設等における業務継続体制の強化

最悪の事態５－３　農業の停滞

「農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する」ことを回避するための推進方針
①農林業生産基盤の耐震化

目標６　制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態６－１　ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生

「ため池が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
①ため池ハザードマップの整備
②農業用ため池の整備

「ダム（県施設）が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
③県との連絡体制の強化

「防災施設が損壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
④河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策
（再掲）１－２②（河川関連施設の老朽化対策）
（再掲）１－３③（土砂災害対策施設の老朽化対策）

最悪の事態６－２　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針
①治山対策
②農業・農村の多面的機能の確保
③農業水利施設の保全管理
④森林整備

目標７　大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態７－１　災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

①災害廃棄物処理等の協力体制の構築
②災害廃棄物の処理体制の整備

最悪の事態７－２　復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

①災害対応に不可欠な建設業との連携

「ボランティアの受け入れが円滑に進まない」ことを回避するための推進方針

②災害ボランティアセンターの設置・運営
③災害ボランティアコーディネーターの養成

最悪の事態７－３　地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

①地域応援プランによる支援
（再掲）１－６①（自主防災活動の充実・強化）
（再掲）２－３③（消防団への加入促進）

２　施策分野ごとの推進方針

（１）個別施策分野

１）行政機能等

行政機能

○「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針
・指定緊急避難場所、指定避難所の指定等【２－４①】
・福祉避難所の指定【２－４②】

○「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
・帰宅困難者支援に関する協定の締結【２－４③】

○「避難所の良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針
・避難所における生活環境の整備【２－４⑥】

○「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針
・避難所外の場所に滞在する被災者への支援【２－４⑦】

○「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針
・市の業務継続体制の強化【３－１①】

○「市庁舎等が損壊する」ことを回避するための推進方針
・市庁舎の耐震性の強化【３－１②】
・執務環境の整備【３－１③】

○「市庁舎等が停電する」ことを回避するための推進方針
・停電時の行政機能の確保【３－１④】
・非常用電源等の確保【３－１⑤】
・停電対応訓練の実施【３－１⑥】

○「し尿処理施設機能が停止する」ことを回避するための推進方針
・し尿処理等の協力体制の構築【４－４⑥】

情報通信

○「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針
・関係行政機関等による情報共有体制の強化【１－５①】
・県総合防災情報システムによる迅速、確実な情報伝達体制の強化【１－５②】

・県情報集約配信システムによる情報収集、伝達手段の確保【１－５③】

○「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針
・可搬型画像システムによる災害情報の収集【１－５④】

○「市民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
・緊急情報メール、ＳＮＳ等による情報伝達手段の整備【１－５⑤】
・Ｊアラートによる情報伝達【１－５⑥】
・避難勧告等の判断基準等の策定【１－５⑦】

訓練・普及啓発

○「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針
・自主防災活動の充実、強化【１－６①】
・地域の防災、避難訓練の実施【１－６②】
・防災講座の充実【１－６③】
・学校における防災教育の充実【１－６④】
・多様な主体が参画する防災訓練の実施【１－６⑤】

消防

○「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針
・消防施設等の計画的な整備【２－３①】
・消防施設における燃料の確保【２－３②】

○「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針
・消防団への加入促進【２－３③】
・消防団員の技術力の向上【２－３④】
・緊急消防援助隊の受援計画の見直し【２－３⑤】

○「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針
・消火栓の老朽化対策【４－３④】

警察

○「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針
・停電時の信号機滅灯対策【４－５①】

２）インフラ・住環境

○「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」を回避するための推進方針
・住宅の耐震化【１－１①】
・公共特定建築物の耐震化【１－１②】
・学校の耐震化【１－１③】
・病院の耐震化【１－１④】
・社会福祉施設等の耐震化【１－１⑤】
・指定文化財、史跡の耐震化【１－１⑥】

○「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針
・空き家対策【１－１⑦】
・都市基盤等の整備【１－１⑧】

○「家具類の転倒により死傷者・負傷者が多発する」ことを回避するための推進方針
・家具類の固定など室内安全対策【１－１⑨】

○「火災の発生に気づかない、逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針
・住宅用火災警報器の設置【１－１⑩】

○「市民が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
・火山防災協議会への参画【１－３①】

○「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
・雪下ろし事故防止対策【１－４②】
・克雪化住宅の普及促進【１－４③】

○「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
・学校、公民館の防災機能の強化【２－４④】

○「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
・水道施設の耐震化【４－３①】
・水道施設の老朽化対策【４－３②】
・水道における業務継続体制の強化【４－３③】

○「工業用水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
・工業用水道の耐震化【４－３⑤】

○「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
・下水道施設の耐震化【４－４①】
・下水道施設の老朽化対策【４－４②】
・下水道における業務継続体制の強化【４－４③】

○「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
・農業集落排水施設の老朽化対策【４－４④】

○「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
・合併処理浄化槽の促進【４－４⑤】

○「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針
・地域応援プランによる支援【７－３①】
・（再掲）１－６①（自主防災活動の充実・強化）
・（再掲）２－３③（消防団への加入促進）

３）保健医療・福祉

○「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針
・病院の業務継続体制の強化【２－５①】

○「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針
・医薬品、医療機器等の供給、確保体制の整備【２－５②】

○「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針
・災害医療コーディネーターの配置【２－５③】
・ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の配置【２－５④】

○「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針
・平時からの感染症予防対策の強化【２－６①】

○「被災地での衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針
・健康危機管理能力の向上【２－６②】

○「ボランティアの受け入れが円滑に進まない」ことを回避するための推進方針
・災害ボランティアセンターの設置、運営【７－２②】
・災害ボランティアコーディネーターの養成【７－２③】

４）産業・エネルギー・情報通信

○「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針
・電力施設、設備の強化【４－２①】　※東北電力㈱大館電力センター

○「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針
・石油類燃料の確保（秋田県石油商業協同組合大館支部との協定）【４－２②】

○「長期にわたりＬＰガスの供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針
・ＬＰガス供給施設、設備の強化【４－２③】
※一般社団法人秋田県ＬＰガス協会

○「長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する」ことを回避するための推進方針
・電話施設、設備の強化【４－６①】　※東日本電信電話㈱秋田支店
・携帯電話設備等の信頼性向上【４－６②】　※㈱ドコモＣＳ東北秋田支店

○「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針
・企業等における業務継続体制の強化【５－１①】

○「誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針
・誘致企業における業務継続体制の強化【５－２①】
・化学消火薬剤の貯蔵【５－２②】

○「大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針
・大規模商業施設等における業務継続体制の強化【５－２③】

５）国土保全・交通・物流

○「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針
・河川改修等の治水対策【１－２①】
・河川関連施設の老朽化対策【１－２②】

○「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針
・洪水ハザードマップの作成【１－２③】
・避難勧告等の判断基準等の策定（水害）【１－２④】

○「噴火情報等が伝達されない」ことを回避するための推進方針
・（再掲）１－３①（火山防災協議会への参画）

○「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
・（再掲）１－３①（火山防災協議会への参画）

○「土石流・崖崩れ等に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
・土砂災害対策施設の整備【１－３②】

・土砂災害対策施設の老朽化対策【１－３③】
・土砂災害警戒区域等の指定【１－３④】
・土砂災害ハザードマップの作成【１－３⑤】
・避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）【１－３⑥】

○「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針
・道路除雪等による冬期の交通確保【１－４①】

○「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
・（再掲）１－２④（避難勧告等の判断基準等の策定（水害））
・（再掲）１－３⑥（避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害））

○「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針
・県との共同備蓄物資の整備【２－１①】
・民間事業者との物資調達協定の締結【２－１②】

○「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針
・自助による備蓄の促進【２－１③】
・避難所への備蓄の促進【２－１④】
・物流事業者との物資輸送、保管協定の締結【２－１⑤】
・物資の輸送、保管、仕分け等に関するマニュアルの策定、運用【２－１⑥】

○「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針
・孤立する恐れのある地区の現状把握【２－２①】
・通信手段の確保【２－２②】

○「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針
・孤立予防対策【２－２③】
・（再掲）１－２①（河川改修等の治水対策）
・（再掲）１－３②（土砂災害対策施設の整備）
・発電機など電力の確保【２－２④】
・緊急物資の備蓄【２－２⑤】
・道路施設の老朽化対策【４－１②】
・道路の防災対策【４－１③】

○「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
・公園、学校における避難場所機能の確保【２－４⑤】

○「道路網が寸断される」ことを回避するための推進方針
・幹線道路等の整備【４－１①】
・（再掲）４－１②（道路施設の老朽化対策）
・（再掲）４－１③（道路の防災対策）

○「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
・鉄道施設、設備の強化【４－１④】　※東日本旅客鉄道㈱秋田支社

○「ダム（県施設）が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
・県との連絡体制の強化【６－１③】

○「防災施設が損壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
・河川、土砂災害対策関連施設の老朽化対策【６－１④】
・（再掲）１－２②（河川関連施設の老朽化対策）
・（再掲）１－３③（土砂災害対策施設の老朽化対策）

○「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針
・治山対策【６－２①】

○「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針
・災害対応に不可欠な建設業との連携【７－２①】

６）農林水産・環境

○「農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する」ことを回避するための推進方針
・農林業生産基盤の耐震化【５－３①】

○「ため池が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
・ため池ハザードマップの整備【６－１①】
・農業用ため池の整備【６－１②】

○「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針
・農業、農村の多面的機能の確保【６－２②】
・農業水利施設の保全管理【６－２③】
・森林整備【６－２④】

○「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針
・災害廃棄物処理等の協力体制の構築【７－１①】
・災害廃棄物の処理体制の整備【７－１②】

（2）横断的分野

「個別施策分野」ごとに整理した各施策のうち、本市の横断的分野「地域づくり・リスクコミュニケーション」、「老朽化対策」に該当する施策を再掲します。

7）地域づくり・リスクコミュニケーション

ハザードマップ・避難勧告等の判断基準の策定

（水害）
・洪水ハザードマップの作成【1－2③】
・避難勧告等の判断基準等の策定（水害）【1－2④】
（火山の噴火等）
・火山防災協議会への参画【1－3①】
（土砂災害）
・土砂災害警戒区域等の指定【1－3④】
・土砂災害ハザードマップの作成【1－3⑤】
・避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）【1－3⑥】

自助・共助（自主防災組織、防災訓練、備蓄等）

・自主防災活動の充実、強化【1－6①】
・地域の防災、避難訓練の実施【1－6②】
・防災講座の充実【1－6③】
・学校における防災教育の充実【1－6④】
・多様な主体が参画する防災訓練の実施【1－6⑤】
・自助による備蓄の促進【2－1③】
・避難所への備蓄の促進【2－1④】
・災害ボランティアセンターの設置、運営【7－2②】
・災害ボランティアコーディネーターの養成【7－2③】

消防団

・消防団への加入促進【2－3③】
・消防団員の技術力の向上【2－3④】

コミュニティ

・孤立する恐れのある地区の現状把握【２－２①】
・通信手段の確保【２－２②】　※孤立地区対策
・発電機など電力の確保【２－２④】　※孤立地区対策
・緊急物資の備蓄【２－２⑤】　※孤立地区対策
・地域応援プランによる支援【７－３①】

８）老朽化対策

各施設の老朽化対策

・河川関連施設【１－２②】
・土砂災害対策施設【１－３③】
・道路施設【４－１②】
・上水道施設【４－３②】
・消火栓【４－３④】
・工業用水道【４－３⑤】
・下水道施設【４－４②】
・農業集落排水施設【４－４④】
・農業用ため池【６－１②】
・農業水利施設【６－２③】

第４章　計画の推進と不断の見直し

１　施策の重点化

限られた資源の中で、本市の国土強靭化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要です。

本市では、国及び県の計画等を参考に、次のとおり「施策重点化の視点」を定めました。

【施策重点化の視点】

①　影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか
②　緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか

２　重点施策の選定【ＳＴＥＰ５】

第２章「脆弱性評価結果のポイント」及び上記「施策重点化の視点」を踏まえ、第３章でとりまとめた「推進方針」から、「起きてはならない最悪の事態」ごとに重点施策を選定しました。

本計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が図られますが、本計画においても重点施策を中心に「取り組み内容」と「重要業績評価指標」の両面から進捗管理を行っていきます。

目標１　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

（１）大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生を回避するため、住宅や公共特定建築物等の耐震化を推進します。

○　本市における住宅の耐震化推進に向けて、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を継続して実施するほか、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者を減少させるため、住宅用火災警報器設置等の普及啓発を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

○　公共特定建築物、学校施設等について、利用者等の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画の策定や国交付金の活用等により、計画的に耐震化等を進めるほか、街路（都市計画道路）整備や土地区画整理事業等の都市基盤整備をさらに推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

○　道路に面する塀等について、特に緊急性が高い劣化した塀等の情報があった際は、所有者に対し、「危険ブロック塀等撤去支援事業」の活用を促すなど、

事故等防止に向けた対策を推進する。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》住宅の耐震化率　　６６．３％（Ｈ２５）⇒９５．０％（Ｒ７）
《指標》公共特定建築物の耐震化率
　　９０．５％（Ｈ２７）⇒１００％（Ｒ７）
《指標》学校施設の耐震化率　　１００％（Ｈ２８完了)
《指標》都市計画道路の整備
　　１７．２４ｋｍ未着手／６４．０２ｋｍ計画延長（Ｒ４見直し）
　　⇒随時拡充
《指標》御成町南地区区画整理事業進捗率
　　３６．０％（Ｈ２６）⇒１００％（Ｒ６）
《指標》住宅用火災警報器の設置率
　　８６．０％（Ｈ３０）⇒９０．０％（Ｒ５）

（２）集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水を回避するため、河川改修等の治水対策を今後も国や県に要望していくとともに、河川関連施設の老朽化対策を推進します。また、洪水ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）を更新します。

○　集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を進めるとともに、河川関連施設について、国・県と連携して、老朽化対策を計画的に推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○　想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○　避難勧告、避難指示等の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）」を策定します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》洪水ハザードマップの策定
　　策定済み⇒更新済み（Ｒ４）
《指標》避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定
　　策定済み⇒更新済み（Ｒ４）

（３）大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生を回避するため、火山防災協議会へ参画し火山噴火対策を進めるとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進します。また、土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）を更新します。

○　国・県・市町村・関係機関・専門家等で構成する「十和田火山防災協議会」に参画します。【施策分野②インフラ・住環境】

○　土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備、促進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○　県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土

砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○　避難勧告、避難指示等の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」を策定します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》土砂災害ハザードマップの策定
策定済み⇒更新済み（Ｒ４）
《指標》避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定
策定済み⇒更新済み（Ｒ４）

（４）暴風雪及び豪雪による死傷者の発生を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備により冬期の円滑な交通確保を図るほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発や克雪化住宅の普及を推進します。

○　効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備を推進し、冬期の円滑な交通確保を図ります。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○　屋根の雪下ろし講習会を継続して実施し、効果的な安全対策の普及啓発を図ります。【施策分野②インフラ・住環境】

○　積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のため、県及び市のリフォーム事業等による取り組みを推進し、克雪化住宅の普及促進を図ります。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》除雪計画の見直し　　毎年実施
《指標》克雪化リフォーム実施件数　　４９件（Ｈ２９）⇒継続実施

（５）情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生を回避するため、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制の強化を図るほか、登録制メールやツイッターなど複数の住民向け情報伝達手段の整備を強化します。

○　政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークであるＬＧＷＡＮ接続回線を冗長化し、通信の継続性を確保します。【施策分野①行政機能等】

○　県総合防災課（県災害対策本部）と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成２７年４月運用開始）の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】

○　Ｌアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、市等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】

○　住民への情報伝達手段として、登録制メール、エリアメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段を整備するとともに、迅速かつ効果的な情報提供に努めます。【施策分野①行

政機能等】

○　国からの災害関連情報を受信する「全国瞬時警報システム」（Ｊアラート）の確実な運用のため、国や県と連携し、定期的な運用試験等を実施します。【施策分野①行政機能等】

《指標》ＬGWAN回線数　　１回線（Ｈ２９）⇒２回線（整備済み）
《指標》県総合防災情報システム操作訓練の定期実施　　毎年実施
《指標》県情報集約配信システムの導入　　整備済み
《指標》インターネット仮想端末を補完する無線接続端末
　　１台（Ｈ２９）⇒３台（Ｒ５）
《指標》登録制メール、エリアメール、ホームページ、ツイッター、
　　フェイスブックの導入　　整備済み
《指標）Ｊアラート自動起動装置整備　　整備済み

（６）防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生を回避するため、自主防災組織活動の充実・強化や学校における防災教育の充実を図ります。

○　地域住民の自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織の結成、各種訓練の実施を働きかけます。【施策分野①行政機能等】

○　児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育を推進します。【施策分野①行政機能等】

《指標》防災講座（危機管理課及び消防）の実施回数
　　２６回（Ｈ３０）⇒継続実施
《指標》防災訓練等を実施する学校の割合
　　１００％（Ｈ３０）⇒１００％（Ｒ６）

目標２　大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

（１）被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を回避するため、県及び市の共同備蓄品目の計画的な整備や避難所への備蓄を進めるほか、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結など、大規模災害時の物資調達に必要な取り組みを推進します。

○　県と市の共同備蓄品目について、本市では平成２９年度に目標量を確保しており、今後は、賞味期限のある食料、飲料水等を計画的に更新します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○　災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○　避難所となる施設、特に一次避難所への備蓄及び計画的な更新を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○　災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力

を要請できる協定の締結に努めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》県との共同備蓄物資の目標達成　　達成済み
《指標》災害時における物資の供給に関する協定の締結
　　ＮＰＯ法人１件、スーパー２件、石油・ガス２件、
　　飲料１件⇒随時拡充
《指標》物資を備蓄している避難所数
　　１２避難所（全公民館）⇒随時拡充
《指標》物流事業者との物資輸送・保管協定の締結
　　１件⇒随時拡充

（２）多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を回避するため、治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進するとともに、孤立する恐れのある地区の現状把握や通信手段・電力・備蓄物資の確保等の予防対策を推進します。

○　孤立する恐れのある地区の現状把握のほか、孤立時に必要となる通信手段の確保、発電機の配備、物資の備蓄等の予防対策を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○　河川改修等の治水対策や土砂災害対策施設の整備、道路施設の老朽化対策・防災対策を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》携帯電話サービスエリアの人口割合
　　９９．９８％（Ｈ２８）⇒１００％（Ｒ３）整備済み
《指標》衛星携帯電話を配備している地区　　平滝集落 ⇒ 解消（Ｒ３）

（３）消防等の被災等による救助・救急活動の停滞を回避するため、消防施設等の整備を促進します。また、消防団員の確保のための広報活動を行うほか、機能別消防団員の入団、消防団協力事業所等の認定等の取り組みを促進します。

○　老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進めていきます。また、大規模災害等により消防庁舎が被災したときに、代替施設を指定して遅滞なく業務継続を図ります。【施策分野①行政機能等】

○　社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員への教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図ります。また、災害時において後方支援を担う機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して促進します。【施策分野①行政機能等】

《指標》消防団員数の条例定数充足率
９２．０％（Ｈ２９）⇒８７．４％（Ｒ５）
《指標》消防団協力事業所数
２２事業所（Ｈ２９）⇒４１事業所（Ｒ５）
《指標》消防団応援の店事業所数
２３事業所（Ｈ２９）⇒４７事業所（Ｒ５）
《指標》消防団員の消防学校教育訓練受講者数
４人（Ｈ２９）⇒継続実施

（４）多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所の周知等を強化するほか、福祉避難所の拡充、避難所等の機能確保、車中泊など避難所外の場所に滞在する避難者への情報提供などの対策を進めます。

○　指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称、位置等について、新たな防災マップを作成するなど周知を図ります。【施策分野①行政機能等】

○　平成２８年５月に発生した熊本地震では、ライフラインが途絶した自宅のほか車中やテント泊など、指定された避難所外の場所に滞在する被災者のエコノミークラス症候群が問題となったため、防災マップ等により予防法等の情報提供を行います。【施策分野①行政機能等】

《指標》指定緊急避難場所の指定数　　１９３箇所（Ｈ３０）⇒随時拡充
《指標》避難所の指定数　　１３６箇所（Ｈ３０）⇒随時拡充
《指標》福祉避難所の指定数　　１６箇所（Ｈ３０）⇒随時拡充
《指標》一人当たりの都市公園面積
１５．６㎡（Ｈ３０）⇒１６．５㎡（Ｒ６）
《指標》避難所開設・運営マニュアルの策定
策定済み⇒更新済み（Ｒ２）

（５）医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺を回避するため、ＢＣＰ（業務継続計画）を策定するほか、災害医療コーディネーターやＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の配置など、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制の強化を推進します。

○　災害時の優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「大規模災害時における大館市立総合病院業務継続計画」を策定します。【施策分野③保健医療・福祉】

○　県との連携により災害医療コーディネーターを配置し、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供します。【施策分野③保健医療・福祉】

○　災害時のＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の派遣により、急性期（災害発生から概ね４８時間以内）の救命活動を迅速に行います。【施策分野③保健医療・

福祉】

（６）被災地における疫病・感染症等の大規模発生を回避するため、平時からの定期予防接種を促進させるほか、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進します。

○　平時からの感染症の予防対策として、定期予防接種を促進するとともに、広報等を通じて予防知識の普及、啓発に努めます。【施策分野③保健医療・福祉】

○　衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、保健所と連携し、衛生・防疫体制強化のための研修会等を実施します。【施策分野③保健医療・福祉】

《指標》麻しん、風しん混合ワクチン接種率
１期９８．５%、２期９７．９%（Ｈ２９）⇒
１期９８．５%、２期９８．０%（Ｒ５）

目標３　大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

（１）行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、ＢＣＰ（業務継続計画）を更新します。

○　本市では、災害時の課ごとの優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「大館市業務継続計画（ＢＣＰ）」を策定済みですが、機構改革等を踏まえ、適宜見直しを図っていくとともに、さらなる職員への周知に努めます。【施策分野①行政機能等】

《指標》ＢＣＰ（業務継続計画）の策定
策定済み⇒更新済み（Ｒ２）
《指標》ポータブル発電機の備蓄数　　８個（Ｈ３０）⇒随時拡充

目標４　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

（１）地域交通ネットワークが分断する事態を回避するため、道路等の各施設について、計画的な整備や老朽化対策等を推進します。

○　災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送等のため、電線地中化など国道及び県道の整備に協力するとともに、市道の計画的な整備を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○　秋田自動車道釈迦内パーキングエリアは秋田道と東北道の接続地となり、観光、輸送、広域支援など重要な拠点性を持つため、日沿道釈迦内ＰＡ等利活用勉強会を開催し具体的活用策を講じながら、広域交通のネットワーク強化と機能向上対策を計画的に推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○　災害時に重要な役割を担う各施設について、計画的に老朽化対策を進めるほか、耐震化などの防災対策を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》市道改良率　　７９．６％（Ｈ３０）⇒８０．２％（Ｒ６）

（２）電気、石油等の供給機能の停止を回避するため、各ライフライン事業者等との協定に基づく協力体制を強化します。

○　本市では、秋田県石油商業協同組合大館支部と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図ります。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

（３）上水道等の長期間にわたる機能停止を回避するため、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を推進します。

○　上水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を進めます。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》水道施設耐震化率
　　３７．２％（Ｈ３０）⇒６４．１％（Ｒ５）
《指標》基幹管路耐震化更新率
　　５２．７％（Ｈ３０）⇒１００％（Ｒ６）
《指標》工業用水道耐震適合管率
　　５５．９％（Ｈ３０）⇒随時拡充

（４）汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に整備していくとともに、農業集落排水施設の老朽化対策、合併処理浄化槽への転換等を推進します。

○　大地震発生時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化をさらに進めるとともに、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に老朽化対策を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

○　農業集落排水施設の機能診断の早期実施と、計画的な老朽化対策を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

○　老朽化した単独浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら促進します。【施策分野②インフラ・住環境】

○　災害が発生した場合、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、災害時協力体制マニュアルを策定するなど、日頃から各事業所及び関係機関との連携を強化します。【施策分野①行政機能等】

《指標》重要な幹線等の耐震化率（下水道）
５８．０％（Ｈ２９）⇒６０．１％（Ｒ５）
《指標》下水道ＢＣＰ（業務継続計画）の策定　　策定済み
《指標》地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率
（農業集落排水）７０．６％（Ｈ２９）⇒９１．０％（Ｒ６）
《指標》浄化槽のうち合併処理浄化槽の構成比率
７０．６％（Ｈ２９）⇒７１．０％（Ｒ６）

（５）信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進します。

○　県では、災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備を進めています。【施策分野①行政機能等】

《指標》自動起動型信号機電源付加装置の整備台数
５基（市内・Ｈ２７まで整備済み）
《指標》電池式信号機電源付加装置の整備台数
３基（市内・Ｈ２７）／計画５３基（秋田県全体・Ｒ２）⇒整備済み（市内・１１基）

（６）電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止を回避するため、民間事業者による関連施設･設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請するとともに、指定避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）や公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）を整備します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

《指標》指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置数
８４避難所１５６回線（Ｈ３０完了）
《指標》公衆無線ＬＡＮ設置施設数
３１施設（Ｈ２７）⇒４０施設（Ｒ５）

目標５　大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

（１）サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を回避するため、市内企業等のＢＣＰ（業務継続計画）策定を促進します。

○　市内企業等のＢＣＰ（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めます。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

（２）重要な産業施設の損壊、火災、爆発等を回避するため、誘致企業や大規模商

業施設等のＢＣＰ（業務継続計画）策定を促進するほか。化学消火薬剤を備蓄します。

○　市内誘致企業及び大規模商業施設のＢＣＰ（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めます。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

○　重要な産業施設等の火災に備え、化学消火薬剤を備蓄していくほか、定期更新します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

《指標》化学消火薬剤備蓄量
５１７リットル（Ｈ３０）⇒７６０リットル随時更新

（３）農業の停滞を回避するため、農林業生産基盤等の耐震化を推進します。

○　農業協同組合等と連携し、集荷施設や荷捌所など、生産基盤の耐震化を推進するほか、県営ほ場整備事業を計画に基づき進めます。【施策分野⑥農林水産・環境】

目標６　制御不能な二次災害を発生させない

（１）ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生を回避するため、ため池ハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を推進します。

○　防災重点ため池について、県と連携しながらハザードマップを周知するとともに、老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池についても、県と連携しながら補修・補強等を進めます。【施策分野⑥農林水産・環境】

《指標》防災重点ため池地区ハザードマップの公表数
８地区（Ｈ３０）⇒４６地区（Ｒ５）

（２）農地・森林等の荒廃による被害の拡大を回避するため、治山対策、農業水利施設の保全管理、森林整備等を強化します。

○　荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備・促進を受け、山地災害危険地区を周知します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○　基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進めるとともに、農業、農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援します。【施策分野⑥農林水産・環境】

○　土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、市森林経営計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進します。【施策分野⑥農林水産・環境】

《指標》農業・農村が有する多面的機能の維持活動に取り組んでいる組織数
８３組織（Ｈ３０）⇒７７組織（Ｒ５）
《指標》人工林間伐面積　２１０ｈａ（Ｈ２６）⇒２４０ｈａ（Ｒ６）

目標７　大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

（１）災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態を回避するため、災害廃棄物処理計画の策定など災害時の処理体制の構築等を強化します。
○　秋田県産業廃棄物協会等との協定に基づく協力体制や関係機関との連携を強化するとともに、災害廃棄物処理計画を策定します。【施策分野⑥農林水産・環境】

（２）復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するため、建設関係団体との連携を強化するとともに、災害ボランティアの受け入れ体制を構築します。
○　災害復旧協定を締結している建設関係団体等との連携を強化します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
○　大規模災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定するとともに、秋田県社会福祉協議会との連携による「災害ボランティアコーディネーター」養成研修の受講を推進します。【施策分野③保健医療・福祉】

（３）地域域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するため、地域応援プラン等により、地域の活動をさらに支援します。
○　地域応援プランの活用により、地域の課題解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域の活動を支援します。

《指標》地域応援プラン活動実施累計団体数
６９団体（Ｈ３０）⇒９３団体（Ｒ６）

３　推進体制と不断の見直し

計画の推進にあたっては、第３章の「起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針」で設定した指標等を踏まえ、進捗状況を把握しながら、国・県・民間事

業者・団体と連携して関連施策の着実な推進を図るものとします。

また、関係各課長で構成する「大館市国土強靭化地域計画策定推進会議」による進捗管理のもと、県・民間ライフライン事業者・団体等からも意見を聴取しながら、必要に応じて施策や重要業績評価指標等の見直し等も適宜行うこととします。

本計画の推進期間は、本市の将来像を見据えつつ平成３１年度から平成３５年度（市総合計画及び総合戦略等の改訂により、指標数値は随時見直しします。）までとし、各施策の進捗状況や目標の達成状況の検証を行うなど、ＰＤＣＡサイクルを繰り返す（次の①→②→③→④→⑤→①…)ことにより、本計画を推進します。

① 強靭化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
② 起きてはならない最悪の事態と影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
④ 課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策について重点化し、計画的に実施
⑤ その結果を適正に評価し、全体の取り組みを見直し・改善

本市の国土強靭化に関わる各種計画等においては、本計画を指針とし、適時所要の検討を加えるものとします。

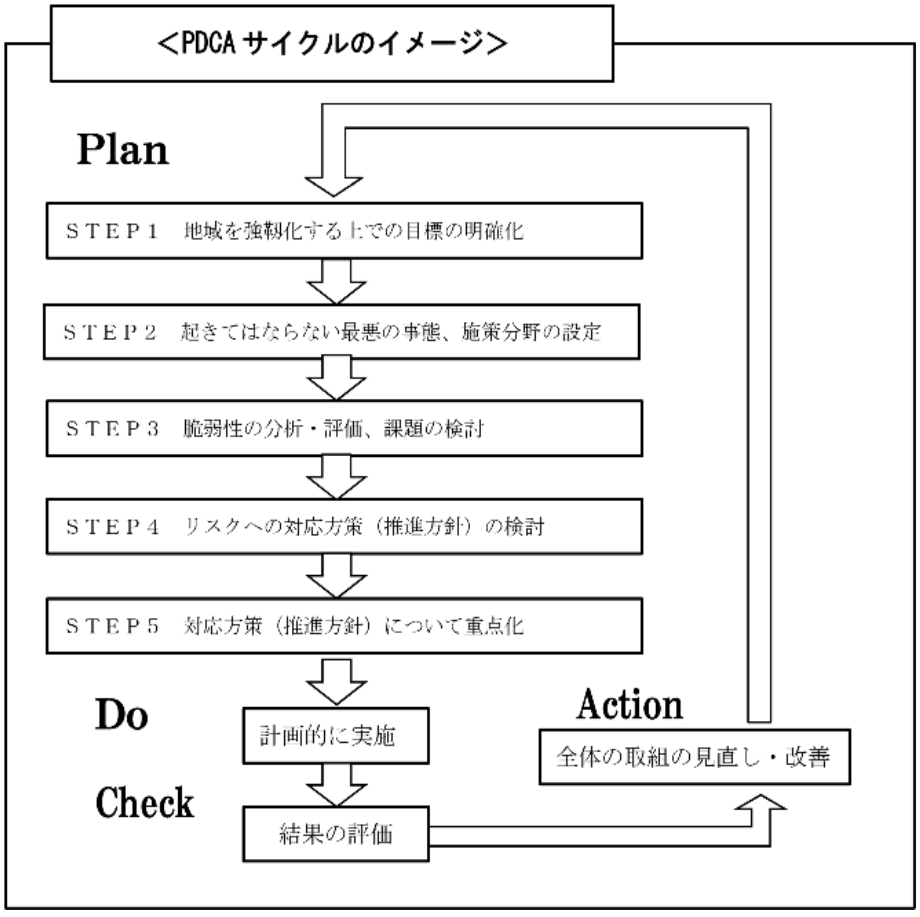

大館市国土強靭化地域計画
（平成３１年３月策定）

秋田県大館市総務部危機管理課
〒０１７－８５５５
秋田県大館市字中城２０
TEL０１８６（４３）７１００
FAX０１８６（４９）１１９８